

農業経営発展計画の申請における登記事項証明書の添付省略について

令和7年7月

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、行政手続のデジタル化の観点から、法務省の登記情報連携システムが改修され、国の行政機関との間で登記情報を連携・共有する仕組みが開始されています。

これを踏まえ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の4第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の許可みなしを受ける際に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第15条の7第2項第6号イ及び第7号イの規定により添付を求めている登記事項証明書については、農林水産省経営局農地政策課において登記情報連携システムを利用して登記情報を取得するため、申請様式第1号別紙1から別紙3までの記載にかかわらず、登記事項証明書の添付は不要となりますので、お知らせいたします。

【問合せ先】

農林水産省経営局農地政策課

（直）03-6744-2153